調停:過払金返還 (□については、レ印を付したもの)

調停事項の価額 ちょう用印紙額 予納郵便切手の	Ę	F	円 円 円		受 付 印
(不当利得(過調			立	書	
東京簡易	裁判所	御	中		
令和	年	月	日		
申立人の住所	「・氏名・電記	番号等			
郵便番号	<b>∓</b>	_			
住 所					 
氏 名					 印
送達場所	□ 上記住所	地	□次	このとおり	
電話		_	_	-	
ファクシミリ				-	
担手士の仕前		主			
	斤・法人名・代 〒	、衣有石			
郵便番号					
住所					 
法人名					
代表者名	代表者代表耳	文締役			

(口については、レ印を付したもの)

							\	こういては、と呼ばれてたもの
			申	<u> </u>	Ø	趣	旦	
	相手方	がは、 申立人	に対し,					
	金		万			円		
	□ 及び	{ □ 上記 { □ 上記	E金員 E金員の₽	寸金		万	円	と対する
	□令和□□	]平成	年	<del></del> 月	日から	支払済る	みまで年	パーセントの割合
	による金	—————————————————————————————————————						
	を支払う。	よう調停を	求める。					
			紛	争	0)	要	点	
1	金銭消費生	貸借契約						
	申立人	は、相手方法	から,次	の約定、	で別紙記	計算書記	記載のとま	らり借り受けた。
	(1)	利 息		年		パーナ	セント	
	(2)	損害金		<del></del> 年		パーナ	セント	
	(3)	支払方法		毎月	ļ	日限り会	È	円
	(4)	その他						
2	返 済							
	申立人	は、相手方に	こ対し,	別紙計算	算書記載	載のとは	さり,前記	2借入金の利息及び元
	金として弁済した。							

調停:過払金返還

(□については、レ印を付したもの)

3	利息制限法の制限利率による充当計算
	 (1) 過払金元金
	前記弁済金の内,利息制限法の制限利率による利息を超過して支払っ
	 円が過払いとなっている。
	(2) 利息
	□ 請求しない。
	□ 請求する。
	相手方は、貸金業を営む者であり、利息制限法を超える利息は
	残元金に充当され、残元金が完済になった後は過払金として申立
	人に返還すべきであることを認識して,申立人から弁済を受けて
	きたもので、悪意の受益者である。
	起算日 □令和 □平成 年 月 日から
4	よって、申立の趣旨記載のとおりの調停を求める。
犲	付書類  □ 履歴事項全部証明書 □ 金銭消費貸借契約書 □ 取引履歴書
1	